

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 1 回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会		
日 時	令和 7 年 1 月 23 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分		
場 所	芦屋市役所 東館 3 階 災害対策本部オペレーションルーム（大会議室）		
出 席 者	会 長 平野 隆之 委 員 佐瀬 美恵子、三島 久美子、塩路 伸世、岡本 直子、 浦野 京子、税所 篤哉、三谷 康子、納谷 周吾、谷 仁、 桑田 敬司、山内 祥弘、山田 弥生 欠席委員 澤田 喜博、能瀬 仁美、橋野 浩美、上月 浩		
事 務 局	こども福祉部福祉室地域福祉課	課長	岩本 和加子
	〃	主幹	吉川 里香
	〃	課長補佐	堂ノ前 貴洋
	〃	係長	亀岡 菜奈
	〃	課員	藤岡 那緒
	〃	課員	藤若 千鶴
会議の公開	■ 公開		
傍 聴 者 数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）		

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- ア 第 4 次地域福祉計画について
- イ 重層の支援体制整備事業実施計画の改訂について
- ウ 第 5 次地域福祉計画の策定方針について

2 提出資料

次 第

委員名簿

- 資 料 1 第 4 次地域福祉計画 取組概要
- 資 料 2 第 4 次地域福祉計画 中間評価（案）
- 資 料 3 関係する附属機関における議論及び重層の支援体制整備事業実施計画の改訂について
- 資 料 4 芦屋市重層の支援体制整備事業実施計画（令和 6 年 12 月改訂版）
- 資 料 5 第 5 次地域福祉計画策定方針

3 審議内容

(1) 開 会

（会議の成立）開会時点で委員総数17人中13人の出席により成立

(2) 議 事

<平野部会長>

それでは、まず事務局から議事 1 について御説明をいただきます。取組としてはAから

Dまでありますが、Aは後の議題である重層的支援体制整備事業に関わる事ですので、BからDについてお願いしたいと思います。

ア 第4次地域福祉計画について

<事務局：堂ノ前>

資料2を御覧ください。第4次地域福祉計画を今進めているところですが、令和6年度が中間年度に当たる3年目になりますので、施策の評価を行うものです。資料1が年度ごとの評価となっておりますけれども、資料2の総括をメインに御説明させていただきます。

構成としては、取組の推進方針と施策を地域福祉計画から抜粋しておりまして、その下に主な取組の状況・取組の成果を抜粋して記載しております。その下に総括として、これまでの計画を踏まえた評価として記載をしておりまして、まずはこちらの内容について要点を御説明させていただいた後、取組を少し御紹介させていただければと思っております。

取組Bの公民協働による地域福祉プログラムの展開では、重層的支援体制整備事業の一環としても進めております社会参加の部分をより充実すべきではないかという考えもありまして、施策の推進に取り組んでおります。総括の、多分野の事業者による居場所の検討を進めたほか、社会参加推進事業を充実させるとともに、社会的孤立にあった人が就労体験へと結びつく事業を進めることができたということが、重層にも関係する取組となっております。

一方で、社会的に孤立している人の把握がやはり難しいこともございまして、多様なプログラムの充実を今後も進めてまいります。また、地域活動の推進には、地域支え合い推進員という専門職もいらっしゃいますけれども、そういった方々の参画ですとか、社会福祉法人連絡協議会という組織がこの令和4年度からの間で組織されておりますので、これらも踏まえながら取組を進めていこうとしております。また、地域のネットワークづくりについては、社会福祉協議会とも連携しながら、引き続き現状の確認や検討を進めることとしております。

取組としては、社会福祉協議会や芦屋市民活動センターなどにおきまして、居場所や交流に関する事業を実施しておりまして、様々な場面で居場所というキーワードがよく出てきていますが、地域の居場所の創出に取り組むことと併せて、社会参加の視点から、既存の居場所も含めてどのような提供ができるのか関係機関とも連携して図っていきたいと考えております。

施策7の新たな就労プログラムづくりでは、既存の取組も充実させながら、就労を前面に出さない、ちょっとしたことでも関わられるような社会参加の取組とも連携しまして支援に取り組んでいるところです。令和5年度には、参加者同士のコミュニケーションを図れるような取組を行っております。今後も、対象の方が社会との関わりができる、関わりやすいと思ってもらえるようなプログラムを検討してまいります。

地域支え合い推進員との地域活動の取組においては、令和5年度には社会福祉協議会において、特技のある人が活躍できるようなマッチングを意図した「一芸披露会」を開催したり、あるいは地域でどのような場があるのかを紹介した「つどい場ガイド」を発行いたしまして、

発信の充実に取り組んでおります。

地域発信型ネットワークに関する施策については、今地域でのネットワークの連携が現状はどうなっているか、また促進するにはどうすべきかなどを社会福祉協議会が中心となって検討を進めております。地域支え合い推進員とも連携しながら、今後地域での活動者と専門機関が会う場などについても検討してまいりたいと考えております。

社会福祉法人、民間事業者による社会貢献プログラムの推進におきましては、行政においては、社会福祉法人に対する監査指導等において、地域における広域的な取組の確認や助言などを行っており、また社会福祉法人連絡協議会におきましても、実務者での具体的な取組を検討しておりまして、引き続きこの2つを軸として取り組むものとしております。

続きまして、取組方針Cに移らせていただきます。次のページを御覧ください。市民主体の地域福祉活動の推進では、この計画期間において大きなことといたしまして、やはりコロナがありまして、その自粛から取組が戻り始めたということが挙げられるかなと思っております。

コロナ禍におきまして、様々な活動において自粛が求められたことから活動の数が少なくなっておりましたけれども、ここ最近、数自体は回復しております。ただ、コロナにおきまして活動が停滞したことで、活動のノウハウの継承が途切れてしまった、また再開のハードルが高くなったということもやはり事実でございますので、各団体でのボランティアグループの支援に取り組む必要があると考えております。一方で、この施策にあります地域福祉アクションプログラム推進協議会において取り組んでおります地域の「スマホカフェ」は、地域での広がりを見せております。また、一般の市民の方を対象にしたスマホサポーターの養成などにもつながっておりまして、こういった新たな取組への支援を行っております。

社会福祉協議会でも、重層的支援体制整備事業と絡めながら、各分野の相談員の方が地域づくりに目を向けられるような取組を進め、地域活動の支援に取り組もうとしております。

施策ごとの取組としましては、まずボランティア活動支援と福祉学習の充実の施策におきましては、保健福祉センター2階にありますボランティア活動センターにおいて、ボランティア団体の支援を行うとともに、学校への福祉学習を実施しているところです。この令和5年度においては、社会福祉協議会において一人一役活動をボランティア活動センターの担当者が兼ねることで、事業間連携を図って改善につなげています。

地域福祉アクションプログラム推進協議会では、先ほど説明させていただいたもののほか、様々な地域団体で連携しながら地域活動の支援に努めているところですが、メンバーが固定化しているところが課題ですので、先ほど申し上げたとおり興味のあるようなプロジェクトに関われる取組を進めようとしております。

一人一役活動の取組は、ちょっとした支え合いの仕組みの充実というところにつながってまいります。先ほどのボランティア活動センターとの連携に加えまして、施設の見学ツアーなど、コロナ禍後から活動を再開しやすくなるような取組を行っておりまして、引き続き情報発信や活動機会の確保に取り組もうとしております。

身近な地域での福祉活動の推進では、令和5年度におきましては、市民提案型事業補助金を

市民参画・協働推進課及び市民活動センターで取り組まれておりますけれども、取扱いの見直しを行っております。また、市民活動分野以外でも引き続き民生委員や福祉推進委員の活動支援を行うとともに、地域のネットワークとの連携も踏まえながら取組を検討してございます。

社会福祉協議会による活動支援の強化では、社会福祉協議会で地域での活動を支援しておりますけれども、新たな活動者の増加につながるような施策を検討する必要があります。重層的支援体制整備事業を軸としながら、社会参加の支援や地域づくりが進むような取組を、研修を通じて進めようとしております。

次の推進方針Dに移らせていただきます。5 ページ目で、地域福祉とまちづくりの融合の推進です。地域福祉とまちづくりを両面から進めようとするこの取組では、まず団体間の交流促進などつながりづくりを支援する取組を行いました。今までつながりがなかった団体間がつながることで、今ある取組が充実したり、新たな取組が生まれることもありまして、多くの団体間で担い手不足の課題がありますので、そういった連携を深めることでこれからも必要に応じて支援を行って活動の取組につなげてまいりたいと考えております。

防災では、防災部局と福祉部局が連携しながら災害時の要配慮者の支援の検討を進めているところで、今後具体的な取組につなげていこうとしております。

具体的な事業では、令和4・5年度に自治会連合会が他団体との交流会を主催しており、関係課を含めてその交流の支援を行いました。また、別の附属機関の福祉のまちづくり委員会でも、団体間の交流やネットワークについて議論を行い、取組を研究しております。様々な団体が参画する「こえる場!」では、約4年ぶりに参集型の開催を行い、参画企業・団体の交流につながりました。今後の位置や事務局の体制を整備していく必要があると考えております。

防犯につきましては市役所と警察とが連携し、関係機関との啓発に努めているところです。まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進では、令和5年度に社会福祉協議会により実施した「福祉のまちづくりフォーラム」や重層的支援体制整備事業を通じた研修などにより、専門職などが地域の活動に参加するきっかけづくりや一般市民の方が地域活動をする、あるいは地域づくりまで含めた取組をどう進めていったらいいか検討しているところです。

人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくりにおいては、ICT 活動促進の部分では、先ほども御説明させていただいた地域福祉アクションプログラム推進協議会の「スマホカフェ」や、バリアのないまちづくりという項目をこの施策に加えておりますけれども、合理的配慮の観点でみんなに優しいお店登録制度というのを開始したりしております。

こういったところは、重層的支援体制整備事業とも関連いたしますので、各取組を進めながら、関係機関、関係者とも連携・協力して施策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、総括の御説明をさせていただきました。

<平野部会長>

それぞれ具体的な活動について御意見や、御自身がやっておられる上でこういうことをより強化するといいいんじゃないかという御意見をいただくときは、この資料を活用して、ぜひい

ろんな形で御発言いただければと思います。

<山内委員>

アクションプログラムの山内です。「スマホカフェ」が出てきましたが、アクションプログラムの中の玉手箱という部会のメンバーが主としてやっています。最初、茶屋之町の自治会で「スマホカフェ」をやるということで甲南高校のボランティア部に協力していただいてスマホカフェを行いました。それに端を発して、やってみたいという団体にアクションプログラムが協力しています。2月1日には「スマホカフェ」の交流会を行います。現在、「スマホカフェ」をやっている団体の幾つかに呼びかけて「スマホカフェ」での運営上の問題点とか活動について、もちろんボランティアの方々も来られますので、情報交換をします。

ここに載っている分としては「スマホカフェ」ですが、地域のお祭りに参加したり、幼稚園の主に年長に「この町がすき」という震災後つくられた芦屋の歌をみんなで歌って手話をしようというような形で、現在市内の5つの幼稚園をまわって手話をしております。以上です。

<平野部会長>

この5ページの総括表の中には、担い手の不足の問題が一般的に書かれているかと思いますが、アクションプログラムで担い手の不足という課題はありますか。

<山内委員>

コロナ前は活動がかなり数が限られていたというか、ベンチを置いたり、地域のお祭りに参加したりがメインでした。コロナの自粛解除後は、スマホカフェや先ほど申し上げた「この町がすき」の手話歌を幼稚園で実際に園児の皆さんと歌ったりが増えてきたので、週1回メンバーとお会いしているときもあります。場合によっては月4ぐらいのペースでお会いしているときもあります。会議だけなら月1ですが、それプラス「スマホカフェ」など、もしかしたら週2ぐらいで会っている人もいるという形なので、そろそろ主として動いている人が負担にならない形にするにはどうしたらいいかも、次年度考えていこうという話もしています。

<平野部会長>

ありがとうございます。納谷委員、どうでしょうか。

<納谷委員>

自治会連合会というよりも、私の所属している岩園町自治会でつどいの場づくりをテーマに、去年の11月23日に第一テーマは落ち葉清掃やります、第二テーマは焼き芋をやります、提供します、というイベントを岩ヶ平公園で行いました。

去年は570名ぐらいお越しになり、すごかったです。焼き芋を焼いたのは500個を超えました。年々大きくなってきて、それはそれで良かったのですが、やっぱり準備したりするのが

物すごく大変でした。

スタートしたときにはアクションプログラムの皆さん方がむしろ主体で、我々が勉強するという立場でしたが、第2回からは自治会が主催ということで、先頭を切ってやっていこうと。それに、芦屋大学、それから芦屋学園高等学校、去年甲南高校の方も来てくれました。あとは、身近にいる県の警察学校の皆さんも、学生さんをお願いしてボランティアで助けてもらったり。この方々が力としては非常に大きかったし、実際に参加いただいた学生さんたち同士で交流ができた、あるいは我々地域の大人と会話できたということを非常に喜んでいらっしゃいました。それが去年、改めて気がついたことかなと思います。

地域の人がこういう苦勞をしてこういう場づくりをしてくれている、そういう一つの担い手になったという喜びを学生さんたちが言ってくれているというのが、むしろ我々が非常に嬉しかったというところでしょうか。

<平野部会長>

もし成果として書く場合だと、14の身近な地域での福祉活動の推進のところですか。

<事務局：堂ノ前>

先ほど納谷委員から御紹介ありましたとおり、アクションプログラム推進協議会と一緒にさせていただいており、昨年もアクションプログラムと一緒に連携して取り組ませていただいたという形にはなっております。

<事務局：岩本>

他に16番にも関係するところがございます、今回は「公光まつり」の写真を載せておりますが、去年はこちらに「落ち葉で焼きいも」の写真を載せさせていただいておりました。

<平野部会長>

なるほど。非常にいろんなところにまたがっていますね。せっかくなので、具体的な取組の中に固有名詞があってもいいかなと思います。また、この資料を補強しておいていただいたらどうかなと思いました。

<納谷委員>

維持していくのが大変な取組ではあります。

<平野部会長>

ただ、今言われたように、若い高校生や大学生たちがそこでいい経験を積むという表現が残っていたほうがいいかなと思いました。次から次へまた応援してもらえると、やっぱり大きいですね。芦屋に学校があること自体の意味も含めて大きいんじゃないかなと思いました。

<納谷委員>

一つ課題として、12月に反省会を開いて令和7年もやることには決めましたが、今までやってきた中で、例えば大学、高等学校あるいは警察学校が来てくれているのに何も紹介していません。せっかく来てくれているのだから、こういうチームが来てくれている、こんなことをやってくれてるよみたいなコマーシャルじゃないですけど、紹介することが大事だと去年の反省会で出ました。今年やる場合には、どういう形でできるかっていうのは別ですけど、何かアナウンスする方法を考えなきゃいけないねっていうのが反省です。例えば聖徳園さんも来てくれて、車椅子を提供してくれているけれども、どこが来ているのか分からない。

チラシにはちゃんと名前を出していますが、具体的に紹介するところがないと。時間的に3時間ぐらいなので、それも結構難しいのですが、せっかくだからそういう場がないといけません。そういう反省事項はありました。

<平野部会長>

地域ごとに関わる、それこそチームが出来上がっているのはとても素晴らしいことだと思います。

15のつどいの場の立ち上げは、三島委員が関係していますか。

<三島委員>

もともと、介護予防の居場所立ち上げの助成金を頂いてつどい場を始めました。私自身は社会福祉士でもあって、認知症の母がハーモニカが上手だったので、そのハーモニカを聴いてもらうために皆さんに来てもらうつどい場を我が家の庭で始めました。認知症カフェに登録というか、兵庫県のホームページに載せていただいて認知症カフェとして活動してきました。

この地域福祉計画の取組概要の中に認知症という言葉が3回しか出てこないのが、私としては、芦屋市の地域福祉計画なのにな、これから高齢者の人が多くなるのになと思って、ちょっと心配しています。

認知症基本法ができて、そのときの権利擁護フォーラムを開催したということ、3ページの認知症サポーター養成講座を実施しましたということ、6ページの全世代が自由に参加できる交流の場拠点プログラムづくりで、障がいのある人や認知症の人などという、この3つしか認知症という言葉が出てきません。認知症カフェは今市内6か所でやっています。高齢者生活支援センターの認知症地域支援推進員の方に応援していただいているので、すこやか長寿プランでしっかり書いておいていただければそれでいいのかとは思いますが、これから芦屋市は高齢者の方がどんどん増えて認知症の方も増えていくところで、認知症の施策のことも地域福祉計画の取組概要の中にもっとこんなふうにやりましたとか、こんなふうに考えていますみたいなことが盛り込まれるといいなと思いました。

先だって、社会的処方というリードあしやのセミナーに参加し、社会的孤独という病をつな

がりで治す社会的処方取組のお話をお伺いしてとても感銘を受けました。私自身としては、今の「つどい場」、残念ながら3月で終了することになりますが、今まで来ていただいた方々にいろんな形で地域とつながれる場を、自分が皆さんをおつなぎできたらいいなと思います。

<平野部会長>

ありがとうございました。今日は佐瀬委員といい、あじさいの会といい、認知症施策の関係者が3人もおられます。今のことを受けて、この「つどい場ガイドブック」を地域支え合い推進員の方が作られたという話や「つどい場」など、さっきの「スマホカフェ」なんかも含めて、地域福祉として非常に多様な形でいろいろな場をつくっておられるということを全体としていろんな施策の中を貫いてうまく評価していただくといいのかなと思います。

高齢者生活支援センターで認知症地域支援推進員を御担当されている立場から御意見をいただけたらと思います。

<税所委員>

高齢者生活支援センターの税所です。三島委員がおっしゃっていましたように、認知症地域支援推進員という形で、地域の中で認知症があってもどれだけ自分らしく過ごせるかに取り組んでおり、皆さんでも取り組まれています。そういう意味で、この中にあまり出てきてないのは残念な気はしますが、できれば認知症があるとかないとかは別にして、そういう専門職もいて、地域でのつどい場をつくるといった目的で一緒に動いていますということがもう少し分かりやすく入れていただければありがたいかなと思います。

確かに、認知症地域支援推進員とか、認知症施策のことが何となくこの枠の中にあまり入っていないような気が個人的にはします。

<平野部会長>

分かりました。では、施策8の成果の中にも入れていただくことも含めて、いろんな「つどいの場」が増えていく中で、認知症の方だけがというよりはいろんな交わりがあったほうが当然いいと思いますので、ぜひ、そういう観点も入れて検討してください。

あと、A B C Dごとにうまく総括していますが、地域福祉計画全体を貫いた中でも、この「つどいの場」をつくっていくのは大きな柱だと思うので、もっと全体を貫いてどういうことが芦屋で進んでいるのかというような評価の仕方を書いていただけるといいかなと思います。

今、認知症を支える話になりましたけど、関連して三谷委員からどうでしょうか。

<三谷委員>

ちょっと話がそれるかもしれませんが、今年であじさいの会が30年になります。ちょうど阪神・淡路大震災が1月にあって、11月からあじさいの会ができたと聞いております。私が参加して5年ぐらいですね。

担い手の話になりますが、あじさいの会も今のところ高齢化が進んできて、皆さん、自分の両親や配偶者などの介護で手がいっぱいという状況です。今後どうしようかと皆さんでよく話し合っていますが、30周年のイベントとして11月に何かしようということを今進めています。ただ、去年と今年を比べると会員数が結構増えています。1.5倍ぐらい。だんだん高齢になってほとんど老老介護の状態なので、介護が終わった後、お手伝いしてくださると嬉しいですけれども、もうそのときの年齢になると皆さん80歳を過ぎているから、お願いするのちょっと気が引けてしまうという状態です。

これから認知症の人はもっと増えますのでどうしていくか。30年前のあじさいの会は家族を見ている方、親を見ている方がほとんどでした。私の入った5年前からは老老介護がほとんどで9割ぐらいです。だから、大体70代で認知症になるのは早いほうです。介護が終わったら、もう85、90になるので、その方たちに一緒に頑張ってとはちょっと言いづらいです。

あじさいの会もいろいろな会を催していましたが、コロナでしばらくお休みしていたのでまた活動していきたいのですが、参加者が増えて一緒にやってくれる人が増えるといいなというのが現状です。

<平野部会長>

ありがとうございます。実際に、家族会とさっきの認知症カフェなどの取組はなかなか重なっていない部分もありますね。佐瀬委員、いかがでしょうか。

<佐瀬委員>

この計画の先ほどの御報告は全体として、あえて認知症を控えめにしている、配慮しているのかなと思うぐらい少なかったですね。だから三島委員がおっしゃったとおりに感じました。

認知症基本法ができて動き出したのが令和6年度なので、評価としては少なかったのかなと思います。でも、この後は、少し書き込んでいただきたいという願いはあります。こういう会議にも当事者の方も参加していただくような方向でいろいろ企画していただけるといいかなと思います。

資料2の5ページの共生のまちづくり施策のところも、認知症基本法では、共生の社会をつくろうということが私はメインと思っています。行政が頑張る計画ではあると思いますが、市民も含めてみんなで頑張りましょうという趣旨の法律と私はみんなに言っています。認知症の人も、家族も、市民もというまちづくりの視点を少し入れていただいた評価にしていいただければと思います。その中に認知症カフェの話が出てくるしサポーター養成講座の話が出てくるし、そこから発展するチームオレンジの話も出てきます。

家族の会は全国的にも少し減ってきていると個人的には思っていて、大阪も減ってきています。どうサポートするかの一つのアイデアとしては、認知症サポーター養成講座の人たちがイベントや企画と一緒に参加をしてもらおう。当事者プラス専門職、ケアマネさんだったり、いろんな人たちでこの家族の会の活動に賛助してくださる方は賛助会員として会に参加してく

ださいとうたっているところもあります。どうやって応援者を増やしていくかを少し考えていくと、広く考えて抱え込まないでつながっていく、そんな緩い寛容な社会がこの後続いていくといいなと思っておりました。

<平野部会長>

ありがとうございました。今日は次回の計画をどう見直していくかですが、前回にも関わらせてもらった関係では、全体の集約を見ていただくほうが分かりやすいかなと思います。

今、佐瀬委員をはじめ全体的に認知症の話があまり出てないということと、ばらばら出てくるという両方があります。Bは公と民が協力して実際にやった事業の話になっていて、Cは市民が中心になる、Dはまちづくりと関連します。この3つに認知症の話は全部重なってくる、分かれてくるといふこともあります。次回の計画の構成もこういうふうにBCDを分けてつくるのがいいかどうか、少し考えたほうがいいかなと思っています。

公と民が協力していく事業のスタイル、あるいは市民が中心、またはまちづくりに重ねていくことを項目ごとに分けてしまっているので、その3つが同じ項目の中で重なることは幾らでもあるかなと思う面もあります。今後も項目をどう分けるのがいいのかなという議論が続くことを認識していただいたらどうかと思います。そういう意味では、共生のまちづくりみたいな大きなキーワードが認知症基本法からも出てきているし、ほかの部分でも出てきているので、その辺りをどう展開するかは、次回の計画の体系づくりの大きな課題だということを確認した上で先に進めたいと思います。

他はいかがですか。

<岡本委員>

私は、施策14で関係してくるのかなと思います。身近な地域での福祉活動の推進で民生委員のことが書かれています。

取組としましては、地域の中で複合的なケースが増えていることが一番大きなところですね。前は一人暮らしで介護が必要だといったような悩み、相談とかが多かったのですが、8050問題を含めて、ひきこもりであったり、子どものことであったら泣き声通報や虐待よりは不登校がすごく多くなっている。そういう相談がケースとして上がってきますし、1つのことでなく、高齢者世帯で、また、ひきこもりであったりとか、精神的な疾患を持たれている方とか、そういう2つ3つ重なったようなケースが増えてきているかなと思っています。

民生委員としては、四方八方に、認知症ももちろん関わっているし、権利擁護も関わっているし、例えば老人クラブにも関わっています。もちろん、社会福祉協議会にはお世話になっており、自治会も交流を持たせていただいています。焼き芋のイベントにも参加させていただいて、本当にいろんなところとつながろうという姿勢で、見習わないといけないなと思っています。本当にいい会をされていると思います。

民生児童委員協議会としては、そういうイベントに行って、自分たちがこういうことをして

いるということ、一緒にやらせていただいているということのアピールしていく必要があるのかなと思います。プラス先ほども平野部会長も言われておりましたけれども、担い手不足ですね。そこが一番民生委員として今課題です。体力的に75歳を超えてくると3年という長いスパンの任期ですので、なかなか続けていくというのがしんどいこともあって、やはり75歳定年を守っているのですが、それを守ると続けてくださる方が少ない。皆さん70歳を過ぎてまだお仕事もされますので、その後になると、本当に片手間にしかできないっていうことがあって、なかなか担い手がいないということが一番の課題であります。

<平野部会長>

ありがとうございます。次回に向けて、できれば今の自治会と民協とアクション、それから社協と学校、いろんな場面で重なっている模様をうまく描いてもらえるといいかなと思います。どういう活動でどういう重なりが出て、逆に言うと、あじさいの会のように本当はもうちょっと応援をもらってもいいのにと思えるところと重なりきれてないなど、どことどこを重ね合わせていくといいのかを課題整理としてやっていただくといいのかなと思いました。

それが地域ごとにうまくいっているところもあれば、そうでないところもあるということも含めて、いろんな団体の重なり度合いみたいなものも少し検討していただくということにしましょうか。

社協のお立場で、御意見をいただけるでしょうか。

<塩路委員>

私も社協の副会長という重責を担わせていただいておりますが、岡本委員や納谷委員のお話を聞くと、ああ、あるべき姿を伺ったと思いながらも、新しいまちは全くそういうことが機能しておりません。非常に個人主義的な風潮があるということと、行政もなかなか支援活動に入りにくいというような微妙なことがあります。将来起こり得ることを今現実目の当たりにしていますが、年齢的に若い方はなかなかそれを実感してない。

常々思っていますが、こういう活動では定性的な表現の報告が多いです。非常に難しいかと思いますが、人口減少が起こっている、高齢化が起こっている、あるいは高齢化世帯が増えているといったことは感覚的に皆さんも分かっているんですけども、じゃあ、この我々の芦屋市においてどういう状況かを定性じゃなくてももう少し定量的に一般市民が分かるような表現をしていただけないかなと思います。

一般論だと、例えば認知症でも非常に身近な問題ですけども、認知症をどうしても御家庭によっては隠したりする。なかなか難しいと思いますけれども、どのぐらいいらっしゃるかわからないだろうと思う。昨日もたまたまりードあしやでひきこもりの方のファミリーをずっと見ていて説明を伺いました。ひきこもりの方、いろいろな不登校の児童がいるのは分かっている。ヤングケアラーも分かっている。でも、本当に定量的に分からないのです。定量的に分かるのは、多分行政しかないと思います。啓蒙活動は必要だと思いますので、そこをアピール

しないと、我々の活動そのものをぐっと後押しする力がなかなか出てこないと思いますね。

これだけ御苦勞いただいています、一般の方は本当に、ああ、そうっていう感じなんですよ。正直言うと、社会福祉活動については。だから、担い手が自分の力を出せる場所がひょっとしたらここかなと思うような動機づけのためにも、何かそういうことをしていただけないかなというのは、私は常々思っているところです。

民生委員の方とか地域福祉活動をされている方は、個人情報という目もあり、本当に知らすべき人に知らせられなくて、皆さん本当にお気の毒なことになっていると。そこはもう一步踏み込むとかね。そういういろんなところで個人に踏み込む度合いがちょっと弱まっていると思います。全体をつかむときには意外とアバウトな情報しかないというのが私の認識です。

今回この評価もそうですが、次の計画のときはぜひ我が市がどんな状況にあるかを前提としてお知らせいただけないかなというのが率直な意見でございます。

<平野部会長>

ありがとうございます。分野別の計画は比較的数値化がなされていますが、地域福祉計画は、どちらかというとそういう形にあえてという部分もありますが、していません。いよいよ先ほどの問題の重なり方も含め、あるいはひきこもりの課題なんかもある程度数字を認識しなかなかなか活動に火がつかない。そういうこともあるので、網羅的にやるのはなかなか難しいですけども、次年度計画を立てていく中でこの辺りの数値化を一遍やってみる。その場合には、社協のワーカーさんにも協力していただかないといけないかもしれません。それこそ、地域支え合い推進員の方からも情報を得ないといけないということもあったりします。事務局や専門職の方も含め、どう数値化するか、定量的にアピールしていくかというターゲットを、たくさんは難しいかもしれないけど少なくとも3つぐらいは考えていただいて、地域福祉として例えばさっきの老老介護の話、当然そういうデータもありますが、それを地域福祉計画上どう生かすかというようなことも含めて、他の部局で把握されている数字をうまく取り上げていただくといいかなと思っています。

東京の江戸川区の区長はひきこもりのことに非常に熱心な方で、全世帯調査をやったんですよ。「お宅にひきこもりはいますか」みたいな。「どういう意味だ」といったすごい批判があったんです。でも、それを乗り越えて何年かやり、ひきこもりの人が5%ぐらいいるんじゃないかという国のデータにかなり近い数字に近づくまで取り組まれました。そういう課として支援する課もつくりました。そういう点で、ようやくひきこもりの方の居場所などいろいろ進んできた経緯があります。行政は本当は躊躇感が高い訳ですよ。全世帯調査をして、どういう意味だっていう批判を耐え忍んで。でも、そういう課題を地域課題にしようとする意図は伝わったという話ですよ。そこは勇気のいる取組だったと思います。膨大な調査で、しかも、ある時は訪問調査までやりました。とにかく行政批判はすごかったって言っていました。

ですから、社協のお立場も含め、あるいは御自身の地域の経験からも含めおっしゃったので、ぜひ行政とも、あるいは社協とも協力してやっていただくということで。

<事務局：岩本>

塩路委員からお話いただきました内容は、やはり地域福祉を我が事として捉えるためには、イメージがわからないと動きようがないということも本当にその通りだと思っております。

新しい計画を策定いたしますときには、市民の皆さんにアンケートしたりということもございまして、こういった数字が見えると我が事として捉えてくださりやすいのかも意識して設問を考えていきたいと思います。

第4次の計画は、把握できている範囲内でアンケート結果や市の状況をグラフなどで載せさせていただいておりますが、おっしゃっていただいたイメージのわきやすい設問を意識して考えていきたいと思います。

<平野部会長>

次のAの項目と重層的支援体制整備事業実施計画、こちらは比較的制度に近い話なのでいろんな数字が少し期待できるかなと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

イ 重層的支援体制整備事業実施計画の改訂について

<事務局：堂ノ前>

主に重層的支援体制整備事業のことについて説明をさせていただきたいと思います。

資料4の1ページ目の1に重層的支援体制整備事業の概要がございます。先ほど岡本委員もおっしゃっていただきましたように、これまでも制度だけでは解決できない複合的な問題ですとか、あるいはいわゆる制度の狭間の問題がございまして、そうした方々に対する支援として包括的な支援というのはこれまでも言われてきたところです。重層的支援体制整備事業は、こういった包括的な支援に加えて、さらにその人が地域社会、地域で役割であったりとか居場所を持てるような社会参加への支援と、そういった地域が実現できるような地域づくりへの支援を一体的に重なり合わせて考える体制を整備することとなっております。

ですので、重層的支援体制整備事業ということで何か相談窓口をつくるでありましたり、新たな支援事業を立ち上げるということではありませんが、包括的に相談への支援等を行う、また、その人たちが社会参加できる、地域づくりの支援にもつながるということを関係機関と連携して進める体制を整備する事業となっております。それが重層的支援体制整備事業の特色となると思っております。

その事業を令和4年度から芦屋市は本格実施してきましたが、この令和6年12月に2年間取り組んできたものを含めて改訂しましたので、その内容を資料3で御説明をさせていただきたいと思います。ここに至る経緯や関係する附属機関の議論などを御紹介させていただきながら御説明をさせていただければと思っております。資料3の図1として関係する附属機関における議論というところに図があるかと思います。この社会福祉審議会地域福祉部会に多機関協働推進委員会と福祉のまちづくり委員会という附属機関の議論を報告するという

形になっております。それも含めて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、重層事業ですけれども、芦屋市ではAの重層的支援のチーム会議というものを中心として検討しております。こちらは、芦屋市地域福祉課の担当者3人と社会福祉協議会の各相談窓口の担当者5人で月1回程度集まりまして、総合的な課題あるいは制度の狭間の問題で多機関により支援するケースがないか、あるいは重層的支援体制整備事業を進めていく上で、それぞれの関係機関の専門職の方に研修する内容は何か、あるいは全市的にどういうふうに重層的支援を進めていくのかを検討しております。

このうち、多機関による支援が必要というケースが出てきた場合は、Bの多機関協働支援会議という会議で検討しております。このBの会議は、支援に関係する機関に広く集まっていたく会議でございまして、緊急で支援が必要なケースについては随時行い、またこの随時とは別に3か月に1回程度、関係する相談機関が定期的に集まりまして社会参加の支援を視野に入れた検討も定期的に行っているところです。

このほか、各部門の会議にAの構成員が重層の視点で出席いたしまして、それぞれの分野ごとにどのような取組が行われているのか、そういったことを持ち帰ってAの中で共有することを目指しておりまして、これが他部門との会議の関係性になります。このような取組をAの会議で調整し、検討した結果について、CとDの附属機関に報告しております。

まず、Cの多機関協働推進委員会では、重層事業の評価を行うとともに、相談支援だけではなくて社会参加支援、また地域づくりを意識した多機関が協働する体制の整備づくりを議論しておりまして、令和4年度までは生活困窮者自立支援推進協議会という名称でした。この重層事業が始まりまして多機関での協働を進めるために改編したものになります。

令和5年6月には、Cの多機関協働推進委員会でそういった経緯と改編の意図を説明させていただき、令和5年12月には、各分野の会議体と重層事業の関わり方を検討する中で、既存の会議体との整理が必要だという御意見をいただいております。また、別で居場所プロジェクトというものも設置して進めておりまして、重層を検討する中で、より社会参加への支援を積極的に検討したらどうかということがございまして、芦屋市として特に参加支援を充実させていく一つのきっかけにもなっております。

令和6年6月には、多機関協働の推進の検討ということで、どういったケースをAの重層的支援のチーム会議で検討し、多機関での支援につながるかを協議しました。その中で、個別のケースから参加支援や地域づくりへとつなげる仕組みが実現できるという御意見がございました。これまでAの会議では地域づくりの検討が薄かったということがありまして、改訂のあと議論を続けることとしました。令和6年12月には、その後の取組として、関係機関を含めた研修の事例などを紹介した上で、実施計画の改訂について御説明をしたところです。

Dの福祉のまちづくり委員会では、地域のネットワークに関することなど主に地域づくりについて話し合っております。こちらも令和5年度までは地域福祉推進協議会という名称でした。もともとネットワークに関することを議論する場ではありましたが、関係機関との連携に関する議題もありましたので、多機関協働推進委員会と役割分担することと、福祉以外の団

体や活動者とのネットワークも重要ということで、改編を行っております。

最初の実施計画を作成した後の動きとしましては、令和5年3月や10月の会議で他分野と関わりながらのプラットフォームなどがあれば福祉分野につながれる可能性があったり、まちづくりを進めていく中で困り事を抱えた人を気にかけていくことが必要だという意見がございました。こういったことも踏まえまして、令和6年3月に改編に向けて御意見をいただきまして、令和6年度に改編を行ったところです。

これに関係する附属機関における議論の項目は以上でございます。

次の2ページ目が実施計画の施策の改訂についての前後表となっております。改訂後の線を引いているところが修正した内容になります。時間の関係で細かい部分は省略させていただきますけれども、大きなところを御説明させていただきたいと思います。

(1)(2)が多機関協働の体制整備と個別支援からの課題抽出ですが、3ページ目に図を載せておりますので、こちらで御説明させていただきます。

もともと改訂前は、Aの重層的支援のチーム会議で各ケースを起点として検討を進めながら、その事業を蓄積して地域課題を抽出して解決策の検討を多くの関係機関と構成するBの会議で行いまして、また、それぞれの結果を各附属機関との議論につなげるということを想定しておりました。ただ、やはりBの会議で一足飛びに重層全体の仕組みを考えることは難しいこと、基本的な社会参加や地域づくりの検討を進める必要があるということで仕組みを再検討しました。それが下の改訂後になっています。

改訂後の図を2つに分けておりまして、左側の図は、冒頭説明させていただいた図になりますので省略させていただきます。右側が、AとB、多機関協働支援会議と重層的支援のチーム会議の詳細を記載しております。

Aについては、ケース対応の機能は改訂前と同じですけれども、市全体の重層的支援体制についての施策ですとか、専門職の方向けの研修や取組に加えて、地域づくりについても検討することを目指しております。

また、プラスアルファといたしまして、今回改訂した内容でも重層を進めるために変化させるべき課題が生じた場合は、Aの会議自体の機能について話し合うこととしております。こういったAの議論を経てBの会議にそれぞれつないでいくというふうに表現しております。

B-1として、定例型と記載しておりますけれども、定例的に各相談支援機関が集まる場において、参加支援を進めるために必要な取組などを検討し、また随時型B-2として、至急で対応が必要なケースについて関係する機関による支援の検討を行います。このことは現在も進めているところですが、さらに、Bの会議において、重層的な支援に向けた体制も検討し実践につながるよう今後取組を進めていくことを記載しております。

もともとの計画では、事例が蓄積されることでBにおいて地域課題の検討を行う形にしておりましたが、やはりなかなか難しく、より丁寧に進めていく必要があるという認識を得たことから、会議の機能を見直しております。

続きまして、参加支援の取組の項目ですが、社会参加について芦屋市としては重点的

に進めていきたいと考えております。それに伴いまして、図を変更しております。

改訂前は、居場所など場にフォーカスした言葉を使って中心に表現しておりましたけれども、プラットフォームの形成という言葉が今回追加しております。図の意図自体あまり変わってはいませんが、改訂後では、重層の理念である相談支援、参加支援、地域づくり支援の重なりを改めて強調するイメージで作成しています。

孤立しているけれども、支援ニーズ、社会に参加したいニーズを抱えている人というのは地域におられまして、それが支援ニーズから見えてくる場所づくりの検討や社会参加を支援するための取組を多機関協働推進委員会などで検討していくことを多機関協働という枠で表現しております。相談支援と地域づくりに重なる形で表現しております。また、権利擁護に関する社会参加の支援も追加しております。

居場所等での様々な相談を受け止める体制づくりという項目がありますが、先ほど議論にありました「つどいの場」など、そういった居場所での相談を、関係する職員が受け止められる体制をつくれないうか、そういったことを住民の方と共有しながら「つどいの場」の充実に取り組んだり、あるいは場をつなげるということを記載しております。これは社会参加の支援の充実とともに、地域づくりにもつなげていくことと考えて、相互に影響する取組としております。そして、こういった活動を行っている機関や団体がつながり、参加支援に影響を与えるプラットフォームの形成を目指すということで、枠を右側に追加しております。

大きく変わったところは以上でして、2ページ目にお戻りいただきまして(4)が地域づくりの項目になります。こちらは、継続して取り組むことが多いですけれども、ウや新規項目のエを追加しております。地域でのネットワークであつたりプラットフォームづくりなどに取り組み、福祉のまちづくり委員会でも協議しながら地域住民や専門職が集まれる場などを考えながら地域づくりを進めることを書いています。

(5)として、人材育成に併せて今回は支援者支援という項目を設けております。専門職など支援者が複合的な問題、あるいは困難な問題に当たったときに抱え込まないようにどういった支援体制ができるか、支援者の支援ができるかを、現状把握しながら課題の整理に努めるということで、新しくウの支援者支援に必要な取組の検討という項目を設けております。

以上で、重層の実施計画の改訂の意図と内容について御説明をさせていただきました。

<平野部会長>

ありがとうございます。地域福祉計画の中聞評価という点の不足があるかと思いますが、時間の関係もあり、内容もボリュームが結構ありまして、なかなかさっと理解してもらいにくいかなと思います。

先ほどまでの議論との関係で言うと、実施計画の7ページに参加支援の絵が出ています。

先ほどから認知症の方の居場所や認知症カフェの話がありましたが、それをこの絵に落としてみると、それなりに不足している課題がはっきりしてくるかなと。これは、どちらかというとひきこもりの方の参加支援がベースに描かれている絵です。なぜそうなったかという背

景をお話ししておく、この重層的支援体制整備事業が生活困窮をベースに組み立てられた経緯があります。そういう点では、例えばここに「寄ってカフェ」とか「くろまつ」とかいろいろなものは、もともと困窮対策の就労準備の事業を三田谷治療教育院さんで受けておられて、その取組がさらに参加支援事業とつながり、必ずしも困窮してない人の受入れなどへも広がっていくという傾向がありました。

仮にここに認知症のつどいの絵をつくってみると、何が不足しているかもよく分かってくるんじゃないかなと感じます。一定のカフェとかがあり、あるいは家族会もありますが、この絵の中に認知症カフェやつどいを入れたとしても、結構すかすかしているんじゃないかという感じがします。包括的な相談には地域包括支援センターをはじめ入りますが、家族会を支援するところまでなかなか包括も十分な体制が取り切れてないこともあろうかと思います。

ですから、今日大きな問題提起をいただいたので、これは生活困窮を背景にしながらの絵なので、認知症に置き換えてみたときに、どういう点が今後の課題なのかは、一度事務局も含めて整理した上で、次年度どういうふうに地域福祉計画やこの重層的支援体制整備事業の中でそういう問題を取り上げられるかも検討してみる一つの枠組みとしてはいいんじゃないかなと、私は気づきました。

この「こえる場!」にも、どちらかというと社会福祉法人で高齢福祉をやってきた団体もたくさん入っておられるので、そういう点では認知症の方の居場所づくりなどの議論の中にも使える枠組みじゃないかなと思っている次第です。ちょっと補足をさせていただきました。

権利擁護のことが出ているので、谷委員から少し触れていただけますか。認知症の権利擁護の関係も含めて、なかなか認知症の方の社会参加っていう議論は難しかったと思います。

<谷委員>

権利擁護支援センターは社会福祉協議会と PAS ネットで協働運営していて、いずれも法人後見をしています。

多機関協働推進委員会でも少しお話ししましたが、参加支援の一例としてお伝えできたらと思うのが、我々が後見人をしている方に、先日、PAS ネットの 20 周年記念イベントがあって、オープニングでギターを弾いて歌を歌ってもらいました。普段はユーチューバーとして御自身の演奏を撮影して自分で流しておられました。ぜひ生で観客がおられる前でしませんかとこちらで御提案して、いろいろ打合せ、話し合いをしながら実際、演奏してもらいました。

そこに至るまで紆余曲折はありました。ちゃんと当日来てくれるのかなとか、ちゃんと舞台の前に出てこられるのかなとか、最悪、顔を見せない形で舞台の袖で歌ってもらおうとか。いろんな想定をしていましたが、当日、3 曲見事に歌い上げられました。松山千春がすごく好きな方で、1 曲目に「旅立ち」という曲を歌われました。PAS ネット 20 周年、昔でいう成人なので、それにかけてこの曲を選んだとか。リハーサルのときは歌を歌うだけで何も言葉はない、コメントは言いませんという感じでしたが、歌い終わった後に「これからも PAS ネットよろしく」って叫ばれたんですよね。御本人さんも我々もすごく充実した時間でした。そのフォーラ

ムに参加されている方ももちろんそうです。

山田委員も、実は30年前ぐらいの当時、関わられていて、その方が目の前で歌い上げている、感無量だという言葉がありました。本人さんもそれが終わった後、充実感を元に今度また違うところでライブしたいとか、何なら、ルナ・ホールでやりたいという気持ちで意思を表出されているのですよね。あとは、我々がそれを受け止めてどう実現していくかというところになってきます。こちらからここに参加しなよとか、こういうところがあるから行きなよ言うのではなく、本人さんと一緒につくり上げていくものかなと思うんですね。後見の業務だけではなくて一般の権利擁護支援、相談の中でもそうだと思いますけど、常に本人と向き合うということを進めていきたいと思っています。

先ほどから認知症のお話が出てきていますが、我々も相談を受けている中で、障がいのある方、認知症のある方と関わっています。よく成年後見制度の利用などで相談が多いんですけど、「まずは本人さんに御説明します。」ということをお伝えすると、相談者の御家族の方とか支援者の方は「いやいや、本人に言っても分かりませんよ。」って言われます。「いやいや、本人は分からないかもしれないけど会わせてください。」と必ずお伝えします。それは、認知症があるなしにかかわらず本人の意思は必ずあるという前提の下で我々、動いています。そういう意識がこういういろんな事業を通じて浸透していけばいいかなって、すごく思っています。

認知症の言葉をこの施策の中に入れるかどうかという話がありましたけど、認知症で括ったほうがいいところとそうでないところがあります。認知症って若年性の方もおられるから難しいです。あとは、我々が良く接するのは孤立している人。認知症でなくても何らか社会的な孤立だとか孤独を感じている人はおられるので、そこにあえて認知症の括りを入れるかどうかは、施策によって変わってくるかなとは思いますが、さっきのひきこもりの方とかもそうだと思いますけど、年齢にかかわらず孤立している人、孤独を感じている人の、これも「つどい場」っていうまずは第一歩、集うことが必要だと思います。そこから何かと「つながる場」として、「つどう場」から今度は「つながる場」になっていくといいかなと思います。そこも理念に置きながらセンターでは対応していくこととしています。以上です。

<平野部会長>

ありがとうございました。今日の認知症に関する課題を受けて議論をしていただきました。いずれにしても、先ほど申しましたように、Aは困窮の成果を中心としており、地域包括ケアの議論をあまり収集し切れてないという課題もあります。次回の地域計画には、その辺りの成果を取り入れていきたいと思っている次第です。

それでは、今後の方向性について事務局から御説明をお願いいたします。

ウ 第5次地域福祉計画の策定方針について

<事務局：堂ノ前>

第5次地域福祉計画の策定方針について、説明いたします。資料5を御覧ください。

まず、はじめにのところで、芦屋市においては平成 19 年度から地域福祉計画を策定しており、今第 4 次地域福祉計画が令和 4 年度から開始しております。令和 8 年度に終了を迎えますので、令和 9 年度から第 5 次の計画をつくろうとするものです。

次のページの社会情勢のところはまた御覧いただければと思いますが、この間、コロナがございまして、そこから課題が顕在化してきたことや、あるいは災害への対応、ICT の発展などそういった社会変化がかなり急速に進んでおります。その中で、一人一人の価値観が多様化していることに加えて、ヤングケアラーといったこれまでなかったような課題なども複合化しているということがございます。そういったことに対して、地域共生社会の実現に向けた取組を見据えて地域福祉計画をつくろうと思っております。

令和 4 年度から開始した重層的支援体制整備事業を第 4 次の計画でも重要な位置づけにしておりましたが、引き続き、第 5 次においても重層的支援体制整備事業と連動させて施策を検討するという、あと、成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画を第 4 次には包含した計画としておりましたが、引き続き包含したものとして検討していきたいと思っております。計画の期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間と考えてございます。

策定に当たって市民参画の取組ですけれども、3 ページ目に記載させていただいております。主に 3 つ考えております。まず、市民アンケートで、先ほども定量的な評価というところがございました。第 4 次地域福祉計画の進捗も図ることと併せて第 5 次地域福祉計画の策定の基礎資料にするためにアンケートをとろうと思っております。令和 7 年度の上半期で実施できればと考えております。

これとは別に、市民の方からの直接のお声をいただくということで、市民会議という形でのワークショップを予定しております。回数や実施方法などは今後検討ですが、市民の方、地域福祉に関わっている方もそうですけれども、これまで関わっていなかったような方にもこの会に参加していただけるよう、市民会議のデザインを考えていきたいと思っております。

計画の策定の終盤にはパブリックコメントの実施を予定しております。前の計画と同様に、広く市民から意見を募るという形になります。

4 の策定体制ですが、この地域福祉部会で計画の素案や原案を御議論いただき、社会福祉審議会本体でパブコメ前の原案の確認やパブコメの意見の確認を行っていただく形を考えております。地域福祉計画推進本部が市の部長級あるいは課長級の会議になりますので、そういったところとも連動させて、最終市議会に報告するという流れになっています。

また、社会福祉協議会におきまして、地域福祉推進計画というのがございます。この計画も同じタイミングで策定しますので、地域福祉を連携して進めていくために社会福祉協議会とも連携・協働をまいります。

4 ページ目がスケジュール案です。現時点での予定ですので変更の可能性があります。令和 8 年 12 月に計画の確定を目指しており、それに向けて市民会議や市民意識調査を行いたいと思います。その前後に、地域福祉部会を入れさせていただこうと考えてございます。

5 ページ目が、4 ページ目の内容を図式化したものでして、スケジュールの変更はあるとは

思いますけれども、令和8年12月の策定は変えずにいこうと思っております。

下に参考として多機関協働推進委員会、福祉のまちづくり委員会という附属機関を入れています。こちらの附属機関の意見も踏まえながら計画を策定していこうと考えております。また、計画を作成する際には、市民の方にもより手に取ってもらいやすいようなデザインを検討してまいりたいと思っております。

<事務局：岩本>

この地域福祉計画の冊子につきましては、第4次は100ページ弱ぐらいのものだったんですが、第5次の計画はこの中からエッセンスとなるようなもの、市民の方に手に取って見てもらいやすいような分かりやすい表現にしたものと、資料版という形で作成してはどうかと現在検討しております。100ページの冊子を市民の方に御覧いただくというのはなかなか難しいかなと思っております、少しでも芦屋の地域福祉はこうなんだというのを見てもらいやすいものにできたらなと考えております。

新しい計画の策定に当たりましては、今の社会情勢ですとか国の動きも反映しながら、また盛り込むべきところは盛り込んでということで検討を進めていく必要があるかと思っておりますが、平野先生に現在の社会情勢ですとか国の動きなど御指導いただけましたらと思います。よろしくお願いいたします。

<平野部会長>

これから1年半ぐらい皆さんとともに議論していくわけですが、情勢だけではありませんが3つだけ、お話ししておきたいことがあります。

1つは、地域福祉に関して、社会福祉法という法律の4条に地域福祉の推進が出ています。今日議論になっている重層的支援体制整備事業についても106条の4という条文の中に規定がございまして、この重層的支援体制整備事業の実施計画をつくってくださいというような文章も出てくるという関係になっています。

地域福祉計画をつくる根拠は社会福祉法にありますが、その社会福祉法を改正することが今進んでいます。恐らく今年度の末、3月か4月頃には改訂の方向性、こう改訂していきたいという中間的な案のようなものが出ると思います。国が3か月に1回ぐらい定期的に検討会をやっていて、オンラインで見ることができますし、私も興味深く見えています。重層的支援体制整備事業は、手挙げ方式の事業なので必ずしも全国の自治体が手を挙げてやっているわけではありません。芦屋も令和4年度からでした。1年遅れて手を挙げているという関係になっていますが、実施計画を見直したのは全国で初めてじゃないかなと思います。なぜそうなのか、あるいはこういう蓄積を今後どう生かしていくかという検討も含めてされており、検討会の少なくとも中間報告が3月ぐらいに出てくるので、それを5月の段階で皆さんと一回共有して、次期の計画に反映させるという課題があることになります。

重層事業については比較的芦屋市は全国的にも進んでいると言っていい自治体だと思います。

すから、改訂されてくるこの重層事業に関してそんなに取り入れなくても、これをさらに進めていけばいいんじゃないかなというのが1つ目です。

もう一つは、権利擁護についての成年後見制度、民法の改正が同時に今行われていまして、どうなるかはまだはっきりしていませんが、今言った社会福祉法の改正とともに民法が改正されます。谷委員が説明された内容も民法の成年後見制度からきています。福祉ではないんですよね。だけど、それを運用するお金は福祉で出しているということになります。成年後見制度自体は司法というか民法の世界で、それを運用して後見人をつけること自体は、福祉行政の窓口になっていて、そこを谷委員のところを受けているという関係になっていますね。

一旦、後見人がつくとなかなか解除できません。そのうち後見人と合わなくなる、関係がうまくいかない場合も当然出てきたり、後見人がサボっちゃうという場合もあって、代えてほしいとか、後見人が要らないとかということがうまくいかない形になっているので、途中で後見を止めることができるように制度を改正するという方向に今なっています。

でも、後見人を代えて、じゃあ、そのままでいいかということそうでもありません。法律が引いた後、福祉が見るという関係になるので、どういう福祉制度でその人を支えるかという問題が残っています。一番近いのは、日常生活自立支援事業といって社協がやっている事業ですが、この予算があまりにも小さく、引き受けられないのではないかという議論になっていて、そこをどう扱うのかという話になっています。どういう方向になるかは、年度末ぐらいには見えてくるのかと思いますが、民法改正などでなかなか話は大事という関係になっています。

この2つの動向を踏まえると、地域の住民たちがいろんな形で助け合ったり、あるいはさっきのようなサロン活動とかいろんな活動をするという世界と、この重層的支援体制整備事業のように結構重い仕組みが地域福祉計画の中に一つあって、真ん中にBCDのように比較的地域住民が主体的にやる部分と、さっき事務局も説明されたように成年後見制度と保護司さんたちが関わっていく再犯防止という世界も地域福祉計画の中に入っているので、ちょっとごちゃ混ぜ感があるんですね。

私はこういう動向を踏まえると、重層的支援体制などかなり体制整備に関わる領域、今までだとAという領域ですよね。それと、地域住民が比較的官あるいは社協の支援を受けながらやっていく、まちづくりとの関連も含めたここでいうBCDの世界、権利擁護や再犯防止の世界の3つに分けて地域福祉計画を議論したほうがいいんじゃないかという感想を持っています。

この部会自体はどちらかというとBCDの地域住民の人たちが担っていくメンバーが非常に多いですが、もう少しAの部分や権利擁護の部分もそれぞれ議論をしないといけません。部会が中心になって議論していただきますが、議論の段階を二段階にしたほうがいいんじゃないかなという感じもしています。

もう一度繰り返すと、新しい法改正で制度的な改正が求められている世界が2つあって、それは成年後見制度と、それから、重層的支援体制整備事業と言われる制度の部分。地域住民の話は残っていくので、その3つをこの部会でどういうふうに議論していけばいいのかという課題が残っています。

そこで、これは私案ですけれども、先ほどのスケジュール表の5ページを見ていただくと、参考に2つの委員会があります。多機関協働推進委員会は重層的支援体制整備を議論している委員会で、福祉のまちづくり委員会は、どちらかというとBCDに近い地域福祉や福祉とまちづくりが融合してやるということを検討する委員会ですね。これ以外に、権利擁護については権利擁護支援システム推進委員会がありまして、その委員会もこの参考の中に入れていただいて、この3つの委員会が部会に協力して計画をつくると考えたほうがよろしいんじゃないかなと思っています。ですから、部会で議論するときに3つぐらいの大きなテーマに分けて部会に御報告して議論いただくとしたほうがいいのかという感じを今のところ持っています。

それで、多機関協働推進委員会の委員長は私がやっています、福祉のまちづくり委員会の委員長は関西学院大学の藤井先生がやっておられて、権利擁護支援システム推進委員会は兵庫県立大学の竹端先生がやっています。今のところ、地域福祉部会は私が部会長をやっているんで地域福祉の議論は私が中心になって議論していますが、分野がそれぞれで持ち味が違うので、藤井先生や竹端先生に部会で案をつくっていく際も協力していただくようお願いをしたほうがいいのかとも思っています。令和7年5月の第2回の部会のときにどういう体制ができるかどうかは皆さんにお諮りして、決定していただこうかなと思っています。

法改正が行われることや、権利擁護の問題も民法が変わっていくこともあるので、少し専門的な知識が必要になっていきます。かなり専門性の高い内容もあるので、それぞれの3つの委員会の中で少し案を出していただきながら、部会に諮ったり、場合によってはこの部会に先生に来ていただいて解説していただくのも一つかなという思いもあります。研究者が3人も並ぶと重い感じがしますから、どこまでいいかはありますが。でも、全体として専門的な情報を皆さんと共有していただくのは意義があると思っていますので、事務局と御相談して諮っていただければと思います。

政策がまた新しく動き出すことを踏まえつつも、芦屋はそれなりにうまく進んでいるんじゃないかなと思いますが、今日言われたように、高齢や障がいの包括ケアの様相を取り入れ切れていない部分があります。それから、今日もう一つ指摘いただいた、計画に定量的なメッセージも入れ込まないと動かないんじゃないかという話も出ました。住民により参加を促す、あるいは危機を煽るのもよくないかもしれませんけれども、やっぱり数字に根差して芦屋も前を向いていくというのも大事だと思います。そういう議論が成立するように進めていきたいと思う次第です。私のほうからは以上です。

<事務局：岩本>

ありがとうございます。今の先生のお話を踏まえまして、次回の5月に実施予定の第2回部会までに、事務局でもいろいろと検討を進めてまいりたいと思います。

<平野部会長>

では、これで部会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。